
学術会議会員任命拒否と改憲を考える

永山茂樹（東海大学）

1、日本学術会議とはどういう組織でしょうか

日本学術会議とは、日本の科学者を内外に代表する機関です。ですから「**学者の国会**」ともいわれています。そのような組織の人事に政府が介入することは、国家による、学問の自由の侵害になるおそれがあります。

日本学術会議は「日本学術会議法」という名称の法律にもとづいて設置されています。

- ・ 政府に対する政策提言、
- ・ 国際的な活動、
- ・ 科学者間のネットワークの構築

などを任務としています。

たとえば3・11東日本大震災・福島原発の事故のあと、防災や放射性廃棄物の処理などに関連して、たくさんの報告や提言を作成しました。国はそういった成果を防災政治に活用していくべきですね。また大学教育や、持続可能な社会の形成などに関しても、たくさんの成果が発表されています。

それらはどれも、日本学術会議のウェブサイトに掲載されています。みなさんもいろいろな分野の勉強の情報源として活用してください。

<http://www.scj.go.jp/index.html>

2、6名はなぜ任命を拒否されたのですか

日本学術会議の会員は任期がきまっています。今回は前任者の退任にともなって、105名が、日本学術会議から推薦されました。しかし首相は、そのうち6名の任命を拒否しました。こういった会員の任命拒否は、はじめてのことです。

では首相は、なぜ6名の任命を拒否したのでしょうか。その理由が問題です。

菅首相は当初「俯瞰的[フカンテキ]・総合的」といっていましたが、「それでは理由の説明にならない」と追及されると、「私立大学関係者が少ない、女性が少ない」などと言い換えました。しかし拒否された6名には私立大学関係者も多く、拒否された中には女性もいたのですから、これも支離滅裂でした。

けっきょく「安保関連法や共謀罪法などの法律（案）を批判する発言があったこと」が理由ではないか、といわれています。

ブックガイド 任命を拒否された学者の著作から

みなさんにおすすめのできる本・読みやすい本を選んでみました。

★宇野重規『<私>時代のデモクラシー』（岩波新書）
人々の意識の変化をベースにして、平等で個人主義的な共同社会を形成することの可能性をかんがえる本

★加藤陽子『それでも、日本人は、「戦争」を選んだ』（新潮文庫）
わたしたちの祖先は、なぜ戦争に突入したのか。なぜ戦争をとめなかったのか。日本史学のたちばから、難問にとりくんだものです

★小沢隆一（共著）『クローズアップ憲法（第3版）』（法律文化社）
実例を用いながら、憲法を活かしていくための課題が示されています。



3、会員の任命手続について、法律ではどう書いてありますか

会員の任命について、直接にかかわるのは、日本学術会議法の以下の条文です。

第3条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

- 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

第7条

- 1項 日本学術会議は、210人の日本学術会議会員(以下「会員」という。)をもって、これを組織する。
- 2項 会員は、第17条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。
- 3項 会員の任期は、6年とし、3年ごとに、その半数を任命する。

第17条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総大臣に推薦するものとする。

第7条2項で、首相が会員を任命すると書いています。このことをとりあげて、「首相はだれを任命してもかまわない」と説明する人がいます。しかし法律の読み方として、それは誤りです。首相の権限は、7条2項では「(学術会議からの)推薦に基づいて」とあり、首相には、推薦を覆す権限を認めていないからです。

しかも第3条では、「独立して」とあります。これは、日本学術会議の独立性を明記したものです。だから首相が人事権(任命権)を乱用して、日本学術会議の独立性をおびやかすなどといった事態は、もともと第7条が予定していないことです。

つまり首相の任命行為とは、「自分の好きな人を選ぶ」ことではなく、「推薦されたとおりに任命する」ことなのです。

4、任命手続について、これまで政府はどう言ってきましたか

日本政府自身、首相は推薦された者の任命を拒否してよい、とは言ってきませんでした。

まず、任命制度を導入したとき、中曽根内閣時代、1983年5月12日のことです。参議院文教委員会で、当時の内閣官房総務審議官は、「首相が任命を左右することはありえない」とはっきり述べています。少し長いのですが、引用しましょう。

私どもは、実質的に総理大臣の任命で会員の任命を左右するということは考えておりません。

確かに誤解を受けるのは、推薦制という言葉とそれから総理大臣の任命という言葉は結びついているものですから、中身をなかなか御理解できない方は、何か多数推薦されたうちから総理大臣がいい人を選ぶのじゃないか、そういう印象を与えているのじゃないかという感じが最近私もしてまいったのですが、仕組みをよく見ていただければわかりますように、研連から出していただくのはちょうど二百十名ぴったりを出していただくということにしているわけでございます。

それでそれを私の方に上げてまいりましたら、それを形式的に任命行為を行う。この点は、従来の場合には選挙によっていたために任命というのが必要がなかったのですが、こういう形の場合には形式的にはやむを得ません。そういうことで任命制を置いておりますが、これが実質的なものだというふうには私ども理解しておりません。

日本学術会議から推薦されてきたら、そのまま任命する。そういう形式をとるので、任命行為とはいえる。しかしそれは実質的なものではない。政府自身も、こういう理解をとっていたことはあきらかです。

5、任命手続について、政府はいつ法解釈を変えたのですか

今回の任命拒否が問題になって、しばらくしてからのことです。政府は、日本学術会議法の解釈について、「じつは2018年に法解釈を変えていたのだ」といいだしました。そのおもな内容は、以下のものです。

- ・首相は、会員の任命権者として、日本学術会議に人事を通じて一定の監督権を行使することができる
- ・首相に日学法第17条による推薦のとおり任命すべき義務があるとまでは言えない
- ・首相が適切にその任命権を行使するため、任命すべき会員の数を上回る候補者の推薦を求め、その中から任命するということも否定されない

これは「推薦されたとおりに任命する」と说っていた1983年の法律解釈とくらべてみると、180度の転換です。

そのような変更の内容が日本学術会議法の解釈として不相当であることは、**3、会員の任命手続について、法律にどう書いてありますか** のところで説明しました。それとべつに、これほど重大な変更が密室でこっそりすすめられていた、ということも、民主主義にとっておおきな問題です。

法律の運用がすっかりかわってしまうのに、そのことは、**国会や一般国民（主権者）**はもとより、一番の当事者である日本学術会議にも知らされていなかったのですから。

任命拒否された学者たちは、集団的自衛権の行使を容認する9条解釈変更（2014年）、安保関連法案（2015年）、そして共謀罪法案（2017年）など、安倍政権のもとで制定された（制定されようとしていた）いくつかの政策・法案にたいして、反対の立場から意見を表明していました。

2018年の日本学術会議法の解釈変更は、このことを意識して、とくていの学者を排除する目的でおこなわれたのではないのでしょうか。

6、学問の自由をめぐる、どんな事件がありましたか

大日本帝国憲法（明治憲法）には、学問の自由を保障する規定が置かれていませんでした。そのこともあって、国家はしばしば学問の自由を抑圧したのです。ここでは、津田事件、瀧川事件、それに天皇機関説事件をとりあげて、その実態を説明しましょう。

1、**津田事件** 日本史学者で早大教授だった津田左右の研究『古事記及び日本書紀の研究』などが発禁処分（ハッキンショブン 国家が特定の書籍の発行を禁止すること）となり、また文部省の要求で津田は早大を辞職させられました。（1940年）。

2、**瀧川事件** 瀧川幸辰教授は、京都大学で刑法を担当していました。しかし瀧川教授のとなえる刑法思想は人道主義的であるとして、内務省がその著作を発禁処分にしました。さらに文部大臣が京都大学総長にたいして瀧川教授の罷免を要求しました。こうして瀧川教授は京都大学を追われたのです（1933年）。

3、**天皇機関説事件** 美濃部達吉教授は、貴族院（いまの参議院にあたる組織）議員として活躍していました。しかし美濃部教授の憲法学説の一つ、「天皇機関説」（天皇は国家のなかの一つの機関である、とする説）に対して、右翼や軍の一部が激しく非難し、けっきょく美濃部教授は貴族院を辞することになりました。さらにその後、美濃部教授は右翼から襲われたりもしました。（1935年）

これらの事件は、日本と中国とのあいだの戦争が激しくなっていった時代におきたものです。このことから「戦争をする国家は、学問の自由をまず攻撃する」、という教訓がみちびかれます。

今回の任命拒否事件をさして、「第二の瀧川事件」、「第二の天皇機関説事件」とよぶひともあります。

7、日本国憲法は、学問の自由についてどうさだめますか

大日本帝国憲法のもとで学問の自由が弾圧されたこと。その反省の意味もこめて、現行の日本国憲法には、学問の自由を保障する規定がおかれています。

憲法23条 学問の自由は、これを保障する。

この規定は、学問をしたり、その成果を発表することを保障します。決して大学教授に限られたわけではありません。サラリーマンも学生も、学問をする人ならだれでも、この人権のもちぬしとなるのです。

しかも一人一人に対する人権保障とはべつに、この規定は、学問をする組織に対して、**国家からの独立性を保障している**とかんがえられます。そのことは「大学の自治」とよばれますが、それは大学にかぎるのではなく、学問をするための組織の代表的な例として大学があるからです。

日本学術会議のような組織も、大学と並んで、国家からの独立性（自治権）が保障されているとかんがえられます。

23条の保障内容

- ① 学問研究をする自由
- ② 学問成果を教授する自由（教育）
- ③ 学問成果を伝える自由（出版、講演など）
- ④ 学問組織の自治（「大学の自治」とよばれることもある）

学問組織の自治の保障内容

- ① 組織の中で行われる教育研究についての決定権（教育方針やカリキュラムの決定など）
- ② 組織の人事権（教員の採用や学長の選任など）
- ③ 組織の財政的自律権
- ④ 施設の管理運営権
- ⑤ 内部規律権（入学選抜、懲戒など）

8、学者たちは、任命拒否についてどう考えていますか

今回の暴挙にたいして、多くの学術団体が抗議の声をあげました。それは当然のことだったのです。ここでは2つの団体があげた声の一部を抜粋します。

イタリア学会 2020年10月17日より



「たかが6人が任命されなっただけで、ガリレオを持ち出すのは大げさであり、学者はそうした政治的な喧噪[ケンソウ]から離れて研究をしていれば、好いではないかと思う人がいるかもしれない。ましてや一部の学者の話であり、自分たちには何の

関係もないと思っているかも知れない。しかし、問題の本質は、時の権力が「何が正しく、何が間違っているかを決めている」点において、ガリレオ裁判と変わりない。」

上代文学会声明 2020年10月12日より

「私たちは、かつて津田左右吉の『古事記』『日本書紀』研究が国家権力によって弾圧された経緯を熟知しています。「神武紀元二千六百年」の虚構性を暴露するものだったことが当時の国策に抵触したのです。戦後の上代文学研究者は、日本史研究者とともに、津田の受難を二度と繰り返さないことが研究発展のために必須であると考え、そのために相互努力を惜しまないことを不文律としてきました。今般の措置は、私たちの研究者としての信条を踏みにじるものであり、自由闊達であるべき学問討論を萎縮[イシュク；おどかされて縮みあがってしまうこと]へ導く暴挙であって、この点からもとうてい容認できません。今般の任命拒否は英米の著名な科学雑誌にも取り上げられ、政治が学問の自由を脅かしていると報じられました。日本だけでなく世界中の科学者が、政府の措置を非常識きわまる強権発動と見ているのです。」

9、他国では、学術団体の独立が保障されていますか

学問の自由は、世界的な普遍性をもちます。また自由な学問活動をつうじて得られた成果を社会に活かすことは、どの国にとっても重要なことです。そこで多くの国では、日本学術会議に相当する学術組織（アカデミー）をもっています。

アメリカ 全米科学アカデミー連合	70%は連邦政府から	現会員から推薦を受け選出 報酬なし
イギリス 王立協会	55%は政府から	現会員により選出 報酬なし
フランス フランス科学アカデミー	60%は政府から	現会員の選挙により選出 報酬なし

それらの学術団体には、共通した性格があります。それは、国から公的な資金の支援を受けるが、かといって国のいいなりになるわけではなく、国から独立して学術団体としての活動を行うことが保障されている、ということです。

「国からお金をもらっているなら、国の言うことにしたがえ」というのは、学問の自由を保障した憲法とはあいられないいいかたです。

もしそんなことをいったら、国から補助金を得た文芸団化団体や、地方交付税を国から受け取る地方自治体、国の補助金をもらっている政党など、ほんらい自律性のある団体がのきなみ、国のいいなりにならなければいけないということになってしまいます。（ちなみに自由民主党は、2020年に国から172億円もの助成金を受け取っています）。

だから今回の日本における日本学術会議への介入は、世界各国で驚きをもってうけとめられました。

「日本学術会議の任命拒否問題を巡り、各国を代表するアカデミーなどでつくる国際学術会議のダヤ・レディー会長が共同通信の書面インタビューに応じた。菅義偉首相が拒否の詳しい理由を説明しないことに関し「学術会議側との開かれた議論に応じ、理由を説明することが問題解決に向けて有益だ」と指摘した。」（毎日新聞2020年12月18日）

10、むしろ日本学術会議のほうが、学問の自由をうばっているということを、きいたことがあります。

軍事研究にたいする日本学術会議の議論に関連して、「日本学術会議は、学問の自由をうばっている」という非難をするひとがいます。そこでまず軍事研究の問題について、背景を説明しましょう。

① 日本の学術予算はとても限られている。国立大学の予算をみても、公的な支出は削減されている。そのため学問研究に困難をきたす例が多い。人件費の削減をうけて、若手研究者の働き口が減っている。そのため分野によっては、研究者を志望する若者が激減したり、国内での就職をあきらめざるをえなくなっています。

将来の医学研究にとって重要な役割が期待されている IPS 細胞の研究にたいして（さえ）、国が支援を打ち切る動きのあることも報じられています。

② 防衛省（防衛装備庁）は、軍事研究をする研究者に多額の研究資金を出すようになった（安全保障技術研究推進制度による委託研究）。たとえば長距離ミサイル開発研究などです。これは日本が「敵基地攻撃」をするために必要な技術だと考えられています。

このままでは、日本の学問研究（とくに基礎研究）が低調になる、その反面で、国の支援をうけて（事実上の強制力をもって）兵器開発だけが進む、という、いびつな研究体制になってしまいます。

③ さらにもう一つ重大な問題として、「軍事研究の成果は秘密にされる」という問題があります。つまり、学問研究の発展にとって不可欠な公開性の原則を損なってしまうおそれがあるのです。

そうすると、（軍事研究以外の）学問研究はますます困難になっていくことが危惧されます。「学術会議が学問の自由を奪う」というまえに、まず日本政府が学問の自由を損ねている現実をしっかりとみすえる必要があります。

日本学術会議は、貧困な学術予算の状況を改善すること、軍事研究の強制されないこと、など、学問の自由を守るための努力をかさねてきました。

11、学術会議は、軍事研究の推進にかんして、 どういう声明を発表したのですか。

戦時中は、学問は政治に屈し、戦争遂行の道具に堕してしまいました。その経験を踏まえて、日本学術会議は、学問が戦争の道具にならないようにつとめてきました。

日本学術会議憲章は、前文で「科学者は、人類遺産である公共的な知的資産を継承して、その基礎の上に新たな知識の発見や技術の開発によって公共の福祉の増進に寄与するとともに、地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展に貢献することを、社会から負託されている存在である。」という科学者の使命をうたっています。

また近年では、長い議論を重ねて、2017年3月24日「**軍事的安全保障研究に関する声明**」を発表するにいたりました。（一部）

「研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用されうるため、まずは研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる。大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである。学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。」

このように大学などの研究機関、分野ごとの学協会などにたいして、**軍事研究にたいして慎重であることを求めた**のです。

12、任命拒否は、一般の人にどういう意味がありますか。

日本学術会議の会員任命拒否事件について、「任命を拒否するのはおかしいかもしれないけれど、研究者ではない一般人には関係のない問題だとおもう」という感想があるようです。たしかに研究者でない人じしんは、日本学術会議の会員になることはありません。その意味では「他人事」にみえてしまうかもしれません。

しかし会員任命拒否は、学問の自由につながっているものです。

学問の自由をうばうことは、その研究者にたいする不利益であることはいうまでもありません。が、それにくわえて、人々から、学問の成果を享受する機会を奪うことになります。

地動説を弾圧したこと＝

ガリレイたち、天文学者の自由を奪った

＋

天文学の成果をひとびとに分け与えなかった

日本学術会議の会員任命拒否は、そういう意味で、すべての人にとっての不利益につながる。そのことを認識する必要があるでしょう。

13、会員任命拒否は、菅首相の政治全体とどう関係しますか。

安倍・前首相の政治を引き継ぐことからスタートした菅首相は、社会の中の不平等・貧困を改善するどころか、むしろそれを拡大させつつあるようです。そのことは、3・11の教訓からなにも学ばないかのようなエネルギー政策、(厚生労働省ではなく)経済再生担当大臣にまかせきりのコロナ「対策」などにもあらわれているとおもいます。

ところで、菅首相の権力のひとつのみなもとは、敵対するメディア・官僚を徹底的に排除する、強権的な政治手法にあるといわれます。

自分の主張する政策と違う政策をかんがえている官僚の処遇について、首相は、こう述べています。

「私自身が官僚を左遷するというが、感情で人事をやったことはない、私はすべて政策によって人事をやっている。そうでなければ、本に左遷した話なんて書くわけない。私はNHK改革をやりたい。それで政策で反対する人を置いておいてよいのか」と反論した(3月1日)。

ここからは、

- ① 権力の頂点にたつ者は、どのような人事権の行使も許される
- ② 違う見解をもつひとの話に、わざわざ耳を傾けるのは時間の無駄だ

という発想がみてとれます。

しかしそのことは

- ①' 人事権の行使は、行使される側の人権や自由を害するおそれがあるので、慎重でなければならない
- ②' 違う見解を知り、専門家の意見に耳を傾けることで、よりよい政治を実現することができる

という、「あたりまえの知恵」を欠く、幼稚で乱暴な政治につながっているのです。

日本学術会議会員任命拒否は、こういう菅政治全体の基調とぴったりかきあった問題だといえそうです。